

2

日本の安全保障政策

神保 謙

はじめに

日本の安全保障政策にはいくつかの分水嶺ともいえる転換点を見出すことができる。第二次大戦後のサンフランシスコ平和条約と日米安保体制下における専守防衛の確立（1950～60年代）、ニクソン・ドクトリン後の防衛体制の拡充と日米安保における役割分担の調整（1970～80年代）、冷戦後の国際社会との協調重視と地域安全保障への関与増大（1990年代）、対テロ戦争を含むグローバルな安全保障への関与（2000年代）、中国の軍事的台頭に伴う地域安全保障への回帰（2010年代以降）など、10年間を単位とした変遷過程は注目に値する。

日本の安全保障政策の史的変遷の座標軸となってきたのは、軍事力を中心とするパワーをどのように調達するか（日本の防衛力・同盟国である米国の軍事力・国際社会との協力）、そしてそのパワーをどの空間で発揮するか（日本防衛・日本周辺・広域地域・グローバルな空間）という2つの領域である。前述の変遷に従えば、戦後初期には日本の防衛力は著しく限定され、専ら日米安保体制の下での米国の軍事力に依存した状態から、徐々に日本自身が自律的能力を備え、その空間軸を拡大させていく過程として捉えることができる。

ただし、戦後一貫して日本の安全保障政策における自律性は、米国の同盟国としての軍事的役割を代替することはできなかった。日本を取り巻く軍事的脅威と紛争生起の可能性に対して、日本が果たしうる役割は領域防衛の一部に限られ、紛争拡大局面において米国の役割を常に想定して組み立てられていた。これは、日

本が専守防衛を掲げながら、所要防衛力の整備（脅威の量的側面に注目して脅威に対抗するための防衛力整備）を事実上回避し、基盤的防衛力（自らが力の空白となって周辺地域の不安定要因とならないための、必要最小限の防衛力）を長らく維持したことにも表れている。

現代の日本の安全保障政策は、こうした基本的な構図からの脱却期と捉えることができる。本稿ではとりわけ日本の安全保障政策の役割を、抑止とエスカレーション管理能力の拡大という視点からまとめることとしたい。

日本の安全保障政策における抑止とエスカレーション管理の変遷

（1）国防の基本方針と専守防衛の確立

日本の安全保障政策における抑止概念の発展過程を辿るためには、日本をとりまく安全保障環境の変遷と、紛争の可能性がどのように未然に防止されていたか、という想定を確認する必要がある。1957年の岸信介政権時に閣議決定された「国防の基本方針」では、「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除」することが謳われている。ただし「外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」（下線は筆者）ことが明記され、日本が果たしうる役割は「自衛のための必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する」ことに

あるとされた。

自衛隊の創設と戦後の国防力において、抑止機能の中核を担っていたのは米国であり、日本の役割は限定的な機能に過ぎなかった。このような基本的な日米の役割分担を維持しながら、日本は自らの防衛力が果たしうる役割を漸進的に拡大してきた。具体的には「通常戦力による局地戦以下の侵略」に自力で対応できる能力の整備が目指されてきた。の中で確立した専守防衛は「受動的な防衛戦略」の姿勢を示し、「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限られる」と位置付けられた。

(2) 基盤的防衛力構想と日米防衛協力

日本の防衛構想の転機となったのは、1960年代後半のデタント期の米ソ冷戦の変化、米国のベトナム戦争からの撤退とニクソン・ドクトリンによる同盟国の役割分担論の浮上、米中和解による国際構造の変化など、アジアにおける戦略環境の変化である。1969年11月の佐藤・ニクソン共同声明では、アジア地域の平和と安全のために日本が果たすべき役割の拡大が謳われ、韓国および台湾の安全保障が日本の安全保障と緊密に関係することを確認している。こうした中から、日本の安全保障政策における課題は、領域防衛を主とする地域概念から、日本を取り巻く周辺地域への関与へと移行するようになった。

こうした政策課題の結節点となったのが、1976年に策定された「防衛計画の大綱」(51大綱)と1978年の「日米防衛協力のガイドライン」であった。この策定過程で、日本政府は基盤的防衛力構想を防衛政策の基本方針とすることを明確にした。この方針は日本に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となつて日本周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的防衛力を保有するという考え方に導かれていた。その中で日本の防衛力整備は「限定的かつ小規模な侵略」に対応し、防衛力整備拡張の余地を残しながらも(エキスパンド論)、それ以上の紛争エスカレーションに対しては日米安保体制で対応するという構図であった。

(3) 地域安全保障への関与とグローバル化

日本の防衛政策と日米同盟との基本的な関係に変化が生じるのは、冷戦終結後の1990年代における同盟政策の再定義の過程においてである。冷戦期における日米同盟では、日本が自らの防衛能力を拡大し、ソ連からの脅威についても平時におけるソ連極東戦力に対する警戒監視能力や、宗谷・津軽・対馬の三海峡防衛に代表される対潜能力を強化する政策が採られ、それ自体が米国のアジア戦略と合致するものであった。日本の専守防衛と日米同盟の役割には同調性と相互補完性があったのである。

ところが、冷戦終結後にソ連の脅威が大幅に後退すると、戦略環境の懸念は中小規模の地域紛争と大量破壊兵器の移転問題へと移行した。その中で、とりわけ北

朝鮮の核開発問題（第一次核危機）や台湾海峡をめぐる危機（1996年ミサイル危機）など、日本を取り巻く安全保障環境が緊張を帯びると、日米同盟を地域の安定のためにどのように位置付けるかという議論が、同盟再調整に際する最大の課題となった。領域防衛の課題が脅威についてではなく、地域の不安定性という領域外の課題に移行したことにより、日米同盟と日本の防衛政策をより地域重視に転換する必要が生じていた。そのため、1996年4月の日米安全保障共同宣言とそれに続く1999年の周辺事態安全確保法では、日米安全保障体制が地域における抑止と対処の基盤と位置付けられ、日本も米軍に対する後方地域支援の法的基盤と能力を拡張させながら、地域安全保障を担うようになったのである。

2001年9月11日の米国における同時多発テロと、その後の米国のグローバルな対テロ作戦は、日本の安全保障の地理的空間を地域からグローバル空間へと拡大させた。日本の自衛隊は、対テロ特別措置法（2001年）、イラク支援特別措置法（2003年）を通じて、インド洋における多国籍軍に対する給油活動や、イラクにおける人道復興支援活動などに従事した。2004年の「防衛計画の大綱」（16大綱）は、国際テロリズムの脅威の拡大や大量破壊兵器の拡散が、国家間の相互依存関係やグローバル化を背景として、国際社会の差し迫った課題であるという認識を示していた。日本の安全保障とグローバルな空間がより直接的な接続性を持ったという認識のもとに、安全保障政策の空間の拡大は推進されていったのである。

戦後の日本の安全保障政策の変遷を振り返ると、日本の自衛隊の能力の拡大と日

米防衛協力の役割分担の変化とともに、安全保障政策が対象とする空間の拡大を見出すことができる。こうした状況を捉えて、かつては「普通の国家論」にみられたように、日本の安全保障政策の特徴を、戦後の法的制約を乗り越え、空間的にリニアに拡大していくことであると捉える見方も多くなった。

しかし、こうしたリニアな考え方は中国の軍事的台頭や、北朝鮮の核・ミサイル開発問題の深刻化に伴い、再び転換を余儀なくされる。日本は2010年代に入るとグローバルな自衛隊のミッションや国際平和維持活動（PKO）などへの関与を低下させ、その政策の課題を日本を取り巻く直接的な軍事的課題へと集中させることとなる。領域防衛から地域とグローバルな安全保障へと空間的に拡大を果たした日本の安全保障政策は、再び地域安全保障と領域防衛へと回帰していったのである。

2010年代以降の日本の安全保障政策の課題

（1）中国・北朝鮮・ロシアの「三正面」の戦略環境

現代の日本を取り巻く安全保障において特徴的なことは、台頭する中国の軍事的能力を中核としながら、核・ミサイル開発を継続する北朝鮮と、極東におけるロシア軍の動向という3つの軍事的対象を同時に対処しなければならないことである。

問題は、中国・北朝鮮・ロシアがそれぞれ異なる軍事力の特徴を持ち、共通の政

策を当てはめることが難しいことにある。仮に中国・北朝鮮・ロシアに対する日本の防衛力を個別に構築する方法をとると、日本の自衛隊の戦力組成や必要とされる防衛力には大きな負担がかかる。さらに、中露・中朝・露朝が軍事的連携を深めた場合、作戦の相互連携や陽動などによって、自衛隊の作戦計画にかかる負荷はさらに増すこととなる。

中国—米中拮抗と日本の対中劣勢—

2000年代前半までの戦略環境の想定は、米国が中国に対して圧倒的に優勢であるという構造と、日本単独で中国に対する航空・海上優勢を確保できる関係によって成り立っていた。米中関係と日中関係が共に対中優勢という構図の下で、日米同盟と日本の防衛政策を形成することが可能であった。

しかし2010年代以降は、中国の米国に対する「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」能力が拡大し、米国の前方展開戦力の優位性が自明ではなくなった。米軍は通常戦力や運用能力で中国軍を凌駕するとはいえ、西太平洋における戦略上の優位を維持することが困難となり、台湾海峡や南シナ海の有事における軍事介入のコストが著しく上昇している。

また日中関係においては、日本単独で対中抑止を担うことは著しく困難であるばかりでなく、危機の段階的管理（エスカレーション管理）における自律的な能力の維持が難しくなっている。2018年の「防衛計画の大綱」（30大綱）は「海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合」という厳しい状況の想定を示したが、こうした構図はさらに深刻化しているといえる。

北朝鮮—核・ミサイル能力の実戦配備—

第二に、北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本の安全保障上の重大かつ差し迫った脅威として位置付けられる。北朝鮮の核兵器計画の現状について、「防衛白書」は「これまで既に6回の核実験を行ったことなどを踏まえれば、核兵器計画が相当に進んでいる」、「北朝鮮は核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている」という評価を下している。北朝鮮の弾道ミサイル攻撃を核攻撃として想定することは、より一層の効果的な対北朝鮮抑止および弾道ミサイル防衛の態勢整備を必要とした。日米同盟における核および通常戦力による拡大抑止の体制を不断に整え、同時にミサイル防衛の拡充を図ることが求められることになる。

核兵器の運搬手段である各種のミサイルについても、長射程化、発射形態の多様化が進み、また運用においても飽和攻撃のために必要な正確性・運用能力の向上、秘匿性・即時性の向上、奇襲的攻撃能力の向上などが進展している。さらに北朝鮮は2021年3月からロシアのイスカンデルの技術を踏襲したとみられる低空・変則軌道型ミサイルの発射実験を行っている。こうしたミサイルの多種化を通じて、ミサイル防衛による迎撃をかいくぐり、標的となる国々の防衛コスト賦課に効果を挙げている。

ロシア—戦略のスプイラー—

第三は、ロシアの位置付けの抜本的な変化である。2013年の「国家安全保障戦略」では「安全保障及びエネルギー分野を始めあらゆる分野でロシアとの協力を進め、日露関係を全体として高めていく」とされ、その後日露外務・防衛協議（2プラス2）を成立させ、防衛・国防大臣の相互訪問

や防衛交流の強化（日露捜索・救難共同訓練等）など、信頼醸成に努めてきた。ロシアが2014年のクリミア侵攻や、2015年のシリア内戦への介入をめぐる欧米諸国との関係の緊張化を深める中で、日本は粘り強くロシアとの安定的な関係を維持しようとした。こうした背景には、日本政府に日露平和条約の締結を通じて北方領土問題を解決しようとする政治的意図があったことは確実である。

ロシアとの安定的な関係には、もう一つの戦略的要素が含まれていた。それは日本の安全保障にとって最大の課題である中国と向き合うためにも、ロシアとの関係を安定させることが重要であるという発想であった。米中関係および日中関係における競争性と対立が深まる場合、ロシアが中国との連携を深めれば、日本の安全保障環境はさらに悪化する。中露関係を大幅に離間させることは難しいが、日露関係がロシアのアジアにおける戦略的利益の多元化を担うことは可能かもしれない。日露経済関係や日露平和条約交渉をこのように位置付ければ、ここには単なる北方領土問題の解決を超えた戦略的利益の存在を求めることができる。

ただし、こうした日露関係の戦略的位置付けも、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻によって根本的な変更を余儀なくされた。ロシアの侵攻後、日本政府はロシアを強く非難し、欧米諸国とともにロシアに対して包括的な経済制裁を実施した。ロシアは同年3月に、日本の対応を「反ロシア的行動」と非難しつつ日露平和条約交渉を中断し、北方四島における共同経済活動に関する対話から離脱することを表明した。以後、日露関係が改善する兆しはない。

こうした日露関係の変化は、ロシアが極東における対日政策において日本との経済関係や平和条約交渉を考慮することなく、政策を展開できることを意味している。ロシアと中国との利害関係を分断することが難しくなった結果、中露の軍事的な連携はさらに進展することが想定される。現にロシア軍と中国軍は、日本周辺の空海域において連携を深めている。2019年にはすでに「中露共同空中戦略パトロール」として、ロシア軍のTu-95戦略爆撃機と中国軍のH-6爆撃機が、日本海から東シナ海にかけて共同飛行を実施した。ロシア軍のウクライナ侵攻後の2022年5月にも共同飛行が行われた。また、2022年9月の「ポストーク」では、中露海軍が中心となりオホーツク海および日本海の海域で大規模な合同演習を実施した。

中露軍事関係の進捗は、ロシアと中国双方の戦略的利益関係の共有と深く関わっている。ロシアと中国は共に米国の西太平洋における軍事力に対抗し、同盟関係の分断を図ることを目指しているとみられる。台湾有事においても、ロシアによる軍事力の展開や連携の示唆は、日米両国にとっての作戦計画を複雑化させる。またロシアの極東戦力の増強（ミサイル配備等を含む）や軍事活動の増大は、自衛隊の態勢や作戦計画の優先順位、改革の方向性にも大きな影響を与える。例えば、日本の自衛隊が北方防衛に対する資源配分を強化せざるを得なくなれば、中国を念頭においた自衛隊の南西シフトを効果的に遅らせることができるかもしれない。こうしたコスト賦課やスポイラーとしてのロシアの位置付けに、日本の国家安全保障戦略は向き合わざるを得ないのである。

(2) 戦略三文書の策定と抑止・対処能力

日本政府は2022年12月に「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の3つの安全保障関連戦略文書を閣議決定した。これら三文書の閣議決定は、日本の防衛力を5年以内に抜本的に強化し、防衛関係費を国内総生産（GDP）比2%に増額する予算措置を講じ、長射程の「反撃能力」の導入を決定したことなど、日本の戦後史に類例を見ない分水嶺となった。

三文書が示す安全保障環境の認識の前提は、国際社会が「戦後最大の試練」のときにあり、日本を取り巻く安全保障環境も「戦後最も厳しく複雑」というものである。「グローバル化と相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保障されない」というリベラリズムの世界観から導かれる期待値を戒めることから始まる。また2022年2月のロシアのウクライナ侵攻とウクライナの抑止失敗を踏まえ、相手の「能力」に着目して自らの能力を構築する、という能力ベースの戦略設計となっていることに特徴がある。

日本を取り巻く地域情勢について、中国を「最大の戦略的挑戦」、北朝鮮を「従前よりも一層差し迫った脅威」、ロシアを「安全保障上の強い懸念」として位置付けた。また脅威の特質についても、通常戦力や核兵器に加え、サイバー、宇宙、電磁波領域を組み合わせたハイブリッド紛争、情報空間における認知領域など多次元にわたる認識が示されている。

「拒否戦略」としての三文書

こうした中で、日本が2022年から10年間でいかなる抑止・エスカレーション管理

体制を果たしうるか、いくつかの視点を提示したい。第一に、今回の三文書で導入した戦略の最大の特徴は何かということである。日本の戦略三文書に具体的な安全保障・防衛戦略の名称が与えられているわけではない。ただ、戦略に貫かれる考え方を総合すると、そこでは「軍事的手段による侵攻はコストに見合わない」と相手に認識させる能力」の構築が目指されていることがわかる。他方において、中国の通常戦力（航空機・艦艇・潜水艦・ミサイル等）の規模に対して日本の自衛隊の装備の量を均衡させることによって、パワーの均衡を目指す防衛力整備を明示的に読み取ることができない。すでに中国の国防費は日本の防衛費の5倍程度（ストックホルム平和研究所データベース、2021年）であり、第四・五世代戦闘機、新型駆逐艦・フリゲート、新型潜水艦それぞれにおいて装備量は日本を大きく凌駕している。仮に防衛費を大幅に増額したとしても、能力の量を均衡させる戦略をとることが著しく困難であることは明白だ。

三文書の戦略の基盤となっているのは、相手の能力に着目し、相手が一方的な現状変更を図ろうとしても、その作戦遂行能力を拒否できる能力を獲得する考え方である。そのためには、継戦能力を通じた拒否能力（迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手の侵攻意図を断念させる）、スタンド・オフ防衛能力を通じた拒否能力（日本への侵攻を抑止するために、遠距離から侵攻能力を阻止・排除）、そして仮に抑止が破られた場合、領域横断で優越を獲得し、非対称的な優勢を確保する、という考え方となっている。これを総称して日本版の「拒否戦略（denial strategy）」と置き換えることもできる。

スタンド・オフ防衛と「反撃能力」の意味

第二に、国家防衛戦略の中で導入が推進される「先進的なスタンド・オフ・ミサイル」と「反撃能力」の位置付けである。上記の日本版拒否戦略において重要となるのは、相手の軍事的侵攻に対するコストを増大させる手段を幅広く獲得することにある。その中で同戦略が重視しているのは、2032年までの目標として「早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力」という時間（早期）と空間（遠方）の考え方である。早期とは紛争の緒戦・初期段階において電撃的な作戦や奇襲を阻止できる能力を指し、遠方とは日本の領土・領海・領空の近接ではなくより遠方での攻撃能力を保持することを意味する。自衛隊の能力により空間的な「縦深性（strategic depth）」を持ち、その中で拒否能力を高める意図があると解釈できる。

ただこの長距離打撃能力については、依然としていくつかの選択肢が残されている。第一は従前からのスタンド・オフ防衛の拡張である。2020年12月の閣議決定では「島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏外からの対処を行う」ことが、スタンド・オフ防衛の位置付けとなっている。中国の通常戦力による攻撃能力が増大する中で、自衛隊の攻撃アセットを脅威圏外に配置し、日本への侵攻を試みる相手に対してアウトレンジからの攻撃を行うという意味において、この考え方は近接防衛の延長線上にある。

第二の考え方は、海洋（東シナ海・日本海）および陸地（中国本土や北朝鮮）を含む、遠方・広域での打撃能力の獲得を目指すものである。東シナ海遠方におい

て中国艦艇に対する対艦攻撃や、中国本土内の軍事目標に対する対地攻撃など、幅広い攻撃の選択肢を獲得するという考え方となる。2032年までの目標として定められた「早期・遠方での侵攻を阻止・排除しうる防衛力」には、この第二の考え方が反映されていると考えることが妥当である。

ただこの考え方の中にも、攻撃の対象は日本に対する攻撃を主とする考え方なのか、それとも台湾有事シナリオにおける打撃能力を含むのかという課題は生じうる。また、日本の長距離打撃能力が主として洋上艦艇に対する対艦攻撃を主とするのか、それとも中国の地上固定目標や、北朝鮮のミサイル阻止能力を想定しているものなのかなど、シナリオを基盤とした打撃能力の位置付けは明白になっていない。

こうした中で、三文書は政治的な論争となった「反撃能力」についての解釈を整理している。同文書は「反撃能力」を日本に対する「侵攻を抑止する上での鍵」と位置付けたが、その後の説明では、懸念国から「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃がなされた場合」、「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加える」としている。三文書がなぜ日本に対する武力攻撃の発生と弾道ミサイル等の攻撃を特定したのかは定かではないが、事前の政策調整において同能力が先制攻撃として捉えられる懸念が提起され、これを専守防衛の解釈の中に留めようとしたことが想定できる。

ただし「反撃能力」は同時に「2015年の平和安全法制に際して示された武力の行

使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまる」と定義されている。この三要件には「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」もまた自衛権行使の対象に含まれる（限定的な集団的自衛権の行使となる）ため、日本が必ずしも直接攻撃の対象となっていないシナリオ（例えば台湾海峡危機等）においても「反撃能力」の使用が想定されていることを明記すべきである。

第三の考え方は、中国が保有する中距離ミサイルと米国のミサイル能力のギャップ（ミサイル・ギャップ）を埋めるという解釈である。冷戦期の中距離核戦力（INF）全廃条約によって中距離ミサイルの保有が禁じられてきた（米国は2019年2月にロシアに対してINF条約の破棄を通告し、中距離ミサイルの開発を再開している）ため、米国は米中の紛争エスカレーション管理において著しく不利となっている。この能力のギャップを埋めるために、長距離打撃能力を位置付けるという考え方となる。

しかし中国が保有する弾道・巡航ミサイルの数は膨大であり、このギャップを同程度のミサイルによって均衡させることは容易ではない。また防衛力整備計画が想定するスタンド・オフ防衛能力は12式対艦誘導弾能力向上型（地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型）、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾、トマホークなど、精密誘導によって軍事目標を打撃することが目的となっている。これは中国が保有するDF-21などの中距離弾道ミサイルの火力とは大きく異なる性格の打撃能力となる。日本がより火力の高い弾道ミサイルを保有する方向性が見られないことから、ミサイル・ギャップに対抗

するという考え方は、今回の戦略からは見出せないことになる。

おわりに

本稿は日本の安全保障政策の史的変遷を抑止とエスカレーション管理という視点から辿り、2022年12月の戦略三文書がどのような転換を果たそうとしているのかを論じた。日本政府の見解では、「憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではない」ことが強調され、その意味では戦略三文書は戦後の防衛政策の延長線上にある。

しかし、三文書で目指されている長距離打撃能力（スタンド・オフ防衛能力）による「拒否」能力の拡大は、日本の戦略に空間的な縦深性を付加し、自衛隊が独自のエスカレーション管理を実施する余地を拡大させたといえる。米軍の中国軍に対する通常戦力での優位性が必ずしも自明ではない戦略環境において、自衛隊との共同作戦によって米軍の戦域内作戦を支援し、また日本が独自に対応できる能力の拡大をもたらすといえる。

参考文献

神保謙（2023）「日本の安全保障戦略の新しい展開」『国際問題』第715号（10月号）

神保謙（2022）「外交・安全保障—戦略性の追求」アジアパシフィックイニシアティブ『文春新書 検証 安倍政権—保守とリアリズムの政治』文藝春秋

神保謙（2022）「日本を取り巻く安全保障環境の変化—パワーバランス変化と中国・北朝鮮・ロシア3正面の構図」『安全保障研究』第4巻第4号

Adam P. Liff (2023), “Kishida the Accelerator: Japan’s Defense Evolution After Abe,” *Washington Quarterly* Vol. 46, No.1

Eric Heginbotham and Richard Samuels (2018), “Active Denial: Redesigning Japan’s Response to China’s Military Challenge,” *International Security* Vol. 42, No. 4

神保 謙（じんぼ・けん）

慶應義塾大学総合政策学部教授

公益財団法人国際文化会館常務理事

アジア・パシフィック・イニシアティブ（API）プレジデント



慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程修了（政策・メディア博士）。専門は国際政治学、安全保障論、アジア太平洋の安全保障、日本の外交・防衛政策。

タマサート大学（タイ）客員教授、国立政治大学、国立台湾大学（台湾）客員准教授、南洋工科大学（シンガポール）客員研究員を歴任。政府関係の役職として、防衛省参与、国家安全保障局顧問、外務省政策評価アドバイザーグループ委員などを歴任。

現在、キャノングローバル戦略研究所主任研究員および東京財団政策研究所主席研究員を兼任。